

兵庫県立福崎高等学校・兵庫県立播磨福崎高等学校いじめ防止基本方針

(令和 7 年 4 月改定)

1 学校の方針

いじめは、人権侵害であり、人として決して許されない行為であるが、どの生徒にも、どの学校にも起こり得る問題である。そのため、学校や家庭、地域社会、関係機関が連携しながら継続的に、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

そこで、すべての生徒が夢と希望を持って安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるように、いじめ防止に向け、日常の支援体制を整備し、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的考え方

令和 7 年度より発展的統合により、播磨福崎高等学校として福崎・夢前両高等学校の特色や伝統を継承しつつ新しいスタートを切った。

本校は文武両道を校是とし、自律性・主体性を持ち、自他を尊重敬愛する心豊かな生徒の育成を目指している。また、ふるさと共創プロジェクト活動等地域との連携交流を通して、学校の活性化を図り、生徒の社会性と規範意識を高めることに努めている。ふれあい育児体験、ボランティア清掃、グラウンド・ゴルフ大会、駅前での募金活動をはじめとして、文化部による福祉施設訪問や地域行事への参加等、地域との連携交流を積極的に進める教育活動に取り組んでいる。

すべての教職員が「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をもち、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組み、生徒間の好ましい人間関係を築き、豊かな心を育むために、以下の支援体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめの防止等の支援体制、組織的対応等

(1) 日常の支援体制

いじめの被害に遭った生徒や目撃した生徒は、全職員の誰にでも相談することができ、得た情報は全職員で共有され、学校全体で組織的に対応する。

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒支援体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙 1 校内支援体制及び関係機関

(2) 緊急時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙 2 組織的対応

(3) 未然防止及び早期発見に向けた支援計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体

系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の支援計画を別に定める。

別紙 3 年間支援計画

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員や保護者が、生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期に発見するためのチェックリストを別に定める。

別紙 4 チェックリスト

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、自殺（未遂）、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合、金品等の重大な被害を被った場合などのケースが想定される。ただし、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断して重大事態と捉えることがある。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、30日に達していなくても適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

5 その他の事項

保護者・地域から信頼される学校を目指す本校は、「開かれた学校」となるよう情報発信等に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会、保護者会、三者懇談などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が実情に即し効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。